

令和5年第4回臨時会

高森町議会10月臨時会会議録

令和5年10月13日開会

高 森 町 議 会

10月13日(金)
(第1日)

令和5年第4回高森町議会臨時会（第1号）

令和5年10月13日

午後2時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

10番 佐伯 金也君

1番 白石 豊和君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 令和5年10月13日

至 令和5年10月13日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
10月13日（金）	本会議	議案審議

日程第 3 議案第54号 令和5年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白石 豊和 君

2番 武田 栄喜 君

3番 児玉 幸之助 君

4番 佐藤 武文 君

5番 甲斐 節男 君

6番 後藤 巖 君

7番 牛嶋 津世志 君

8番 後藤 三治 君

9番 本田 生一 君

10番 佐伯 金也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町長 草村 大成 君

教育長 古庄 泰則 君

総務課長 岩下 徹 君

会計課長 今村 親助 君

税務課長 眞原 友紀 君

農林政策課長 芹口 孝直 君

健康推進課長	津留 大輔 君	政策推進課長	岩下 雅広 君
住民福祉課長	石田 昌司 君	建設課長	住吉 勝徳 君
教育委員会事務局長	村上 純一 君		
生活環境課長兼TPC事務局長	二子石 誠 君		
建設課審議員	高崎 康誌 君	教育委員会審議員	石井 佑介 君
農林政策課課長補佐	土井谷 顕 君	税務課課長補佐	法花津 和明 君
政策推進課課長補佐	馬原 孝平 君	総務課課長補佐	植田 雄亮 君
財政係長	木村 允哉 君	子ども未来係長	楠田 優香 さん

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	緒方 久哉 君	議会事務局主事	吉田 真美 さん
--------	---------	---------	----------

開会 午後2時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）皆さん、こんにちは。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）改めまして、こんにちは。

本日は臨時議会を招集させていただきましたところ、大変公私共々お忙しい中に、また、午後の時間に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

今日は、午前中に文部科学省から政務官、つまり大臣の下、大臣を支える政務グループの政務官の代議士の方及び文部科学省の政策秘書官、そして熊本県教育委員会が高森中学校、高森町の情報基盤をベースとしたICT教育の進んできた過程も含めて視察をされました。古庄教育長先生が対応していただきまして、そつなく終わったところでございますが、大変驚かれて帰られたのではないかなと思っております。またその際、県立高校の取組にも文科省から興味を示されておりましたので、県立高森高校の校長先生も現場に参加をしていただいたところでございます。

さて、大変、朝夕が気温が下がって寒さを感じるようになりましたが、実は今日も学校関係者もそうでございますが、インフルエンザが大変流行しております。熊本県においては、県レベルでは警報レベルというところが報告をされております。コロナもそうでございますが、インフルエンザも対策ということを、それぞれの町民の皆さん、十分注意していただきたいと思っております。

また、現在行っております新型コロナウイルスのワクチン接種につきまして、高森町は接種が始まった第一発目から、当初から高森総合センター前の特設会場において集団接種を行っておりまして、現在「令和5年秋接種」を実施中でございます。高森町の集団接種は、今回で最後となる予定でございます。それは、来年度以降ワクチン接種につきましては、国が個別接種を促進しているということがありまして、町内の医療機関で接種していただけるように今後調整をしていきたい。また、現在調整をしているということをお報告申し上げます。

さて、本日の臨時議会に御提案いたします案件は、一般会計補正予算の議案1件でございます。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）どうもありがとうございました。

ここで、本年10月1日付で高森町教育長に就任されました古庄泰則君から御挨拶をお願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）教育長、古庄泰則君。

○教育長（古庄泰則君）皆さま、改めましてこんにちは。

このたび、10月1日付で佐藤増夫先生の後を受けて、高森町教育長という大役を仰せつかりました古庄泰則でございます。高森の教育は、もう皆さま御存じのとおり、佐藤前教育長のリーダーシップの下、高森町新教育プランに基づき、町を挙げて教育改革を進めてきました。この流れを引き継ぎ、さらに充実・発展させていくことが私の使命であると感じております。本年4月に草村町長から示されました高森町教育大綱及び第4次改訂となりました高森町新教育プランを根拠に「高森に誇りを持ち、夢を抱き、元気の出る教育」のスローガンの下、高森の教育の充実・発展に努めてまいります。

議員の皆さま方の御理解・御支援による町を挙げての教育改革は、高森町の最大の強みであり特徴でもあります。このことは先ほど来、町長のほうからお話がありました文科省政務官にも十分伝わったものと思っております。

引き続き、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまの御理解・御支援をお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますけれども、引き続きどうぞよろしくお願いを申し上げます。就任の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）どうもありがとうございました。

それでは、本日の出席議員が定数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第4回高森町議会臨時会を開会いたします。

なお、会計課長の今村親助君からは欠席届が提出されていますので、御報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付してあります議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、佐伯金也君、1番、白石豊和君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日10月17日の1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第54号 令和5年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、議案第54号、令和5年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第54号で御提案いたしました令和5年度高森町一般会計補正予算（第4号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億6,022万7,000円を追加し、予算総額を80億8,402万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、ふるさと応援寄附金の寄附増加の状況に応じた増額補正と、災害復旧やこの庁舎の緊急的な大規模修繕など、急を要する経費が大きな割合を占めております。

予算書の8ページをお開きください。

歳出の第2款、第1項、第19目庁舎等管理費について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、現在庁舎のひさしの部分が一部剥がれていて危険な状況であり、落下等も考えられるというところから大変危険であるため、早急に補修工事をするものでございます。御承知のように、庁舎は一切の起債だったり補助がありません。ですので、全額一般財源、つまり現金で支払うしか方法がございません。今後、総務課と協議を進めながら、何か別の特定の財源を確保するように努めてまいりたいし、財源が確保できれば組替え等のお願いをすることになるかとは思いますが、それでも現時点で予算化をしていただいて、すぐに修繕が必要と判断をいたしております。

そのほかの事業内容につきましては、まずこちらのほうから、補正予算概要書を基に説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番の、高森町物価高騰対策生活応援商品券事業について御説明を申し上げます。これは、物価高騰に対する経済対策でございます。少しでも緩和できるように、町民一人当たり、一世帯ではなく一人当たり、5,000円の商品券を配布する事業でございます。つまり、4人家族だったら2万円というところです。国が実施する住民税非課税世帯向けのものとは違って、要件を設けず全ての町民にもれなく支援を実施する高森町独自の政策でございます。何かと出費が多い、特に灯油等

を買わなければいけなくなる地域ですので、年末年始に間に合うように事業スキームを構築をさせていただきました。お一人お一人に郵送にて商品券の配布を予定をしているということで、下支えになればと思っております。

事業の財源としては、これはコロナの地方創生臨時交付金を高森町の場合、まだ持っております、これを全て使い切る活用を予定しております。全部国からの補助で、そういう交付金で補うとしておるところでございます。

2番目の、高森子育て応援デジタル化事業について、御説明申し上げます。

こちらにつきましては、町立保育園に園児の登下校、連絡帳の作成等々、お知らせとかも含めてICTシステムを導入する事業でございます。具体的には、システムの導入により、この登下校等々の管理や連絡帳の作成、園からのお知らせの一斉の送信、欠席や遅刻連絡の帳票の管理ができるということ、発育と健康記録等についてICT化するものであって、本システムの導入により、目的としては、大きなところの一つとして保育士の業務負担の軽減が図られるということ、働きやすい環境を構築することも可能になるのではないかなと考えているところでございます。

県のほうから担当の係長に来ていただいておりますが、この実は高森が今回入れようとしているシステムに関しては、かなり評価が高いといいますか評判がいいというところで、当町のような小さな自治体でも先生方が慣れなくても少しずつでも導入が進むのではないかなと考えております。

なぜこの臨時議会でのタイミングかといいますと、来年の4月の当初予算でやり始めると、使うのが夏休み以降とかになってしまいます。これ年度内に保育園の先生方も含めて、保護者の方も含めて、試験的な運用を実施したいと。そして令和6年度冒頭から本格運用を目指すべきではないかというところでございます。

自治体DXと言われておりますが、先ほど申し上げますように、このシステムに関しては、かなり効果があると先行で導入している全国の自治体、何個かございますが、かなり効果が立証されているということですので、臨時議会での御提案を何とぞ御理解いただければと思っております。

それと、予算書に戻りまして、ふるさと納税ですが、今回6億円を補正させていただきました。現在10月1日からふるさと納税の改正によって、全国どの自治体も返礼品の再認定、総務省の再認定を行っているところでございます。

その際に、登録後認められてた募集後経費で認められてた1割及び1割2、3分の12、3%のこの経費の部分を5割の中に入れないといけないということで、分かりやすく言うと値段を上げないといけないということです。じゃ、どこまで上げるか、どの商品を幾ら上げるかというのを今この自治体もやっていると、高森町も同じでございます。ですので、9月の定例会で6億補正をさせていただいて、

その後、大変仲介業者さんが頑張っていたでいて、今年の12月の分が9月に先に注文があるのではないかとこの予想が当たりまして、今回補正をお願いしてるところでございます。

これは、歳入のところは今後値段が決まり次第増えていくという計算になっております。現在、現時点で、昨日までの時点で高森町が除外になったものは数少なく、主力商品は全てクリアをいたしましたので、元々の部分で何の問題もなかったということが実証されたと思っておりますが、熊本県内を見渡しますと、かなりですね、まだ認められてない商品が出てきてるところでございます。

それと、12月に関しましては、多分去年ほどの、去年、一昨年や今までほどの見込みはどうかと考えております。ただし、これは私たちの予想ですけど、全体的にされる数が減ったとしても、25%から約35%近く値上がりするんですね、各商品が。そうすると、全体的な金額はあまり変わらない、つまり国としては1兆円まで届いてるこのふるさと納税の産業は見た目としては変わらない1兆円産業のままではあるのではないかなと思っております。

あと、今回は全国的なこの変更ということで、10月の実は1日から非常に数字が全国落ちております。当町ぐらいではないぐらいどんどん稼いでた自治体もたくさんあるわけですが、北海道以外は軒並み厳しいという状況でございます。出来高制の怖さということ行政の方は普段味わう、感じることはないのですが、今回はマーケットの出来高制の怖さというのを非常に身に染みられたのではないかなと思っておりますし、出来高制の契約のすばらしさとか、私たちの側から見てのすばらしさも私も再確認できたところでございます。一般の企業さんは本当、大変じゃないかなと思っておりますが、今後しっかり議会からも御提案をいただいて、それを商品化する方向性でやっていかないと、なかなか当町とかは当然商品ありませんので、数が出る商品を作っていくべき、そうでなければなかなか難しい事業になってくるのではないかなと考えているところでございます。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を説明申し上げました。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、後藤巖議員。

○6番（後藤 巖君） こんにちは、6番、後藤です。

先ほど、町長のほうからふるさと納税の話が出ました。これにつきましては、10月1日から返礼品等の制度、これが変わったということで、9月を狙って、狙い撃ちとか、そういうところで数字をたたき出されたのではないかと考えており

ます。ただ、10月1日から返礼品、先ほどこれも説明がありましたけども、当然、値段を上げるか、それとも製品の量を落とすか、そういう選択を迫られてくる形になりますので、ふるさと応援寄附金についてはこれからも注視していく必要があるんじゃないかと思っております。注視していくというか、先ほど議会のほうにも理解をしてくれという話が出ましたから、議会のほうからも提案できるものがあれば提案をして、きっちり出口は町民のためというところで協力していきたいかなと思います。

ところで、ふるさと納税、今期もかなり数字上がってきてます。そして、交付金等もある、その中で基金に積み上げる部分もあります。当然、財政調整基金、そういうものにも積み上げはあります。その中で、例えば今後必要になるだろう分、これの基金条例を設置できないかという話です。例えば、過疎化を迎える、高齢化社会を迎えるというのは全員一致してわかってるわけです。その中で、公共交通、いわゆる足、これについて、あまり財源となるものがないような気がしますので、例えば、これは条例という形で制定はしていかなければいけないんですけども、総務課長にお尋ねしますが、例えば、そういう公共交通に関する基金とか、そういうものを制定するような予定はあるかないかをお尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）こんにちは。

6番、後藤巖議員から御質問ございました公共交通への基金の設置という御提案でございます。

おっしゃるように、公共交通に関する課題はございます。町が非常に直面している課題でございまして、公共交通も含めて、その課題を整理して、中長期的な財源の確保が必要な事業に関して、その担保が必要であると判断される場合には、そのときにまた御相談させていただくことになるかと思っております。御提案ありがとうございます。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）ぜひとも検討していただきたいと思っております。

それと、一つ心配なのが、このたび財務省からふるさと応援寄附金については一般財源に組み込むようにという話がありました。ということは、これは地方交付税にも関わってくるようなことがある可能性が見えますので、財政調整基金をあまり太らせれば逆にそういうところがチェックされる可能性も将来あると思うので、できればそういう形で目的を持った基金を作ることによって金額は確保するということを進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかにございませんか。

4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。2点お尋ねをします。

高森子育て応援デジタル化事業、園のほうにタブレット等購入ということですが、家庭側は何を使うのか、というのが1点。それから、林道災害復旧費ですが、どの路線でいつ発生したものか、お尋ねします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課、石田昌司君。

○住民福祉課長（石田昌司君）こんにちは。4番、佐藤議員の御質問にお答えします。

御質問の内容は、この保育システムが家庭にどのような利益をもたらすかということでしょうか。

はい、佐藤議員の御質問にお答えします。保護者側は連絡をいただいて、携帯でその連絡帳とかそういったのを見ることができます。また、家庭からの欠席、遅刻に関してもこのシステムを利用して園に送ることができます。また、その他アンケート機能とかも付いてますので、一斉に園からのアンケートに保護者の方に答えていただくということがこのシステムでできるようになります。

こちらのシステムは、スマホ、またパソコン、またタブレットでも送ることができますので、家庭でも使うことができますと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課、芹口君。

○農林政策課長（芹口孝直君）4番、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

9ページの災害復旧費の林道災害復旧費の件で、いつ、どの路線で発生したかというところですが、こちらの質問でよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、まず林道鍋の平線、こちらが7月の豪雨の災害時に起こったもので、土砂撤去、倒木撤去などをしております。次に、林道ケショウダ線、こちらは8月の台風の発生時に起こった倒木等を撤去するための災害復旧費となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

デジタル化事業については、スマホ等を使うということで、各家庭で支障がないように事業を進めていただきたいと思います。

それから、災害復旧費ですが、本来ならば補正予算というよりも予備費と

かで緊急性がありますので、早急に対応されるといいのじゃないかなということでお尋ねをいたしました。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はございませんか。

10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。今回の補正予算の中で、私も2点ほど、指摘というか意見を言わせていただきたいと思います。

高森町物価高騰対策生活応援商品券事業3,793万円、町長が今、概要書で説明をしていただきました。これは今年の6月にも低所得者の方たちを対象に同じ新型コロナウイルスの対応、地方創生臨時交付金を活用してということと組まれております。

今回は、全員に一人まず5,000円ずつ商品券をお配りになるということですが、以前、コロナ対応等でプレミアム商品券というのがあって、いろんな自治体もプレミアム商品券を配られました。当然、南阿蘇村もプレミアム商品券をお配りになって、南阿蘇村の村民の方たちのお話を聞くと、「南阿蘇村には商店街と類するものがなかなかないものだから、商品券もらっても買い物する所がないけん、つつい高森でも一緒に使えたらな」という声でした。ですから、私は南阿蘇村の村長に一度お話をしたんですが、「産業的には阿蘇南部、南郷谷は皆さん共通なんですよ」と、「ですから、買い物等についても共通で物事を考えましょうよ」という御提案を南阿蘇村の村長にもさせていただいております。

そういうことで、今回商品券が出されるわけで、今までは高森町は現金でお配りをしておりましたから、現金は日本全国どこでも共通でありましたので、住民の方たちは非常に喜ばれて、高森に限らずいろんな場面で、そういう助成金をお使いになられたと私は自覚をしております。当然、私も子供あたりが町外に住んでいるのにはお小遣いとして配ったりしたという例がございます。

そういうわけで、その「損して得取れ」じゃないんですが、言葉が悪いですけども、やはり今から先は、隣接の町村にも、もしかしたら高森町に住んでいる人間が隣接の町村でも利用するような商店とか商いがあるんじゃないかな。したときに、そこでも使えるような商品券を私は高森町の住民に配ってもよろしいんじゃないかなと思っています。高森町は商店街があります、大量販店もありますから、当然この5,000円の商品券というのは高森町から往々にして出ていくことはそうはないと思うんですが、まれにやはり他町村で使いたいという方も私はいらっしゃるんじゃないかとそう思います。

ですから、今回のその財源である地方創生臨時交付金を使った各住民に対しての

5,000円の商品券、「阿蘇、南郷谷全体が使える場所ですよ」と言えば、そう規定をすれば、もしかしたら南阿蘇村がもし今回、いつか地方創生臨時交付金を使って南阿蘇村の1万2,000人の方たちに一人当たりの商品券をお配りになられたというときに、幾らになるかわかりませんが、その方たちが高森町に来て買い物をしていただけるということも可能になってくると思います。

ですから、高森町が高森町だけに限定せず、阿蘇、南郷谷、要するに南阿蘇村も含むと持っていけば、将来南阿蘇村が商品券を出したときに高森町も含むというふうにやっていただけるんじゃないかなと私は思っております。ですから、この使い道についていろんな制限があるとは思いますが、その中において、そういうことが話し合いができないものかというのを意見として述べさせていただきたいと思えます。

それと、起算日が11月1日になっております。今まであった6月に出されておる国・県補助活用事業で、これも同じ地方創生臨時交付金を使った電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業についても、起算日が6月1日なんですね。これは6月の定例議会に出されたやつが6月の、第2号で出されたやつがそういうふうになつとるんですね、補正予算の第2号で出されたやつが。ですから、そこで、今回出す分については、できれば10月の1日が本来ならばいいんじゃないか。何でかと言うと、11月1日は、今から約2週間ございます。この情報を得て、高森町に住民票を移される。そういう方たちも該当してくると。その場合について、住民票を高森町に移したら、これは税務課長にも後でちょっと説明していただきたいんですけども、その場合、住民税あたりの歳出も変わってくるんだらうなと思うし、所得税のほうもちょこっと影響が出てくるんじゃないかな。要するに住民が増えるわけですから、別に課税対象者が増えるから別に問題ないんだけど、事務手続き上、職員の方たちの事務量が増えるんじゃないかと思うわけ。10月1日だったら、郵便局から郵便で商品券を送るだけで済むんですが、11月1日になると、今度は税務課も巻き込んでしまうんじゃないかなと思います。

そういうことも考えた中で、10月1日のほうが私はいと思いますけれども、その点、今後考慮していただきたいと思えます。

それと、高森子育て応援デジタル化事業、これは待ってましたんですよ、私はね。大変今、子育てについて、子供たちの登園、帰るとき、それぞれ保育園内の生活について親の皆さんたちは心配なさってますし、関心を持っておられる。ちなみに、大津の私の孫が行ってるところの保育園は、カードが配ってある、園児にね。それを登園したときに、そのカードをかざすようにしてある。そして帰るときもカードをかざすようになっている。そのカードの中身は私は分からない。親じゃない

から、やっぱりおじいちゃんにはそこまで詳しく教えてもらっていません。ただ、そうしてあるから、園としても非常に管理がしやすいんだろうと思う。今、インターネット時代になって、それを発展的に今度やっていくということになると、それにQRコードとかバーコードを付けて、子供のここに書いてある欠席遅刻連絡に帳票管理、それにいろいろ健康管理とかもいろいろできると、そういうふうに書いてございます。

ですから、そういうバーコードとかQRコードに、それが全部登録をして書き付けていくことによって、園、そして保護者がその管理ができるのであるならば、より一層優しい子育て対策であるんだろうと思うんです。ですから、そのQRコードである、バーコードであるその情報にそういう健康管理であったり、園の状況であったりというのをこまめに記録をしていって、そして登園の際のいろんな事故等についてもそういう管理ができるということであれば、より一層いいような気がいたしますけれども、その点について、発展的にこれから先進んでいくんだろうと思いますけれども、提案されておられる町長のお考えをお伺いしたい。そう思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員の御提案に、お答えをしないとイケないかなと今聞きながら思っております。ただ、今回のですね、佐伯議員。物価高騰対策生活応援商品券事業ですね、大変職員も一生懸命、実はこういうふうには、現金というお話もありましたが、いろんなところで考えていただいて、職員からの提案もございました。あくまでもこれは高森町の経済対策、高森町町民向けの経済対策というところが大前提として行政マンにはございます。南阿蘇村の例を出していただいて、隣接町村でということも大変画期的になるかなと。効果があるところもあるし、やってみないところも出てくれば修正すればいいという考え方というのは、すごく議員さんらしいと思います。これにはやっぱり、順番が必要、今、佐伯議員が吉良村長さんに提案していただいて、いろいろお話をされたとお聞きしましたが、議会としても、南阿蘇村の議員さんと話していただく、議会として話していただいて、やはりそこでタグを組んでやれることはないかの一つがこういうやり方になればいいかと思っております。なぜなら、なぜ南阿蘇村だけかと、南阿蘇村も使えるようにするんだったら大津町まで使えたらいいんじゃないかとかですね。いろいろ意見も、それぞれの議員さん御意見持たれてると思います。その広がりはずごく大事かと思っておりますので、今後、これ今回のみならず、多分今回だけではこの物価高騰に関しては収まりはつかないと思いますし、国が補正を今メニューの中にも入っておりますので、

第2弾、もしくは年度中に第2弾、3弾が高森町も単独で行う可能性があると思いますので、今一度きちっと底辺のところをきちっとがっちり固めて、話し合いながら進めていければいいかなと思います。

そういう形があればですね、佐伯議員、町民にきちんとした説明ができると思います。町民にちゃんとした説明をするためにも、この議会同士で御意見いただけて、もしくは執行部同士で御意見いただけていただくところを踏まえた上で、これはできるんじゃないかというところであれば、これは要綱的には募集すればOKな交付金ですから、できるのではないかなと思っています。

もう一つ、このIT化に、子育てのデジタル化に関しては、議員が前期の頃からも早く保育園をこういうICTを導入したほうが良いと言われておりましたし、一般質問でも何回か言われました。小・中・高、もちろん幼・保というところですね。ですので、今回こうやって事業化をいたしますが、先ほど佐藤武文議員がおっしゃったように、使う側の保護者にもきちんとして、そこに負荷がかからないようなやり方を行いたい。その上で、大津町に関しては、議員おっしゃるように、多分その顔認証カードを導入してるとは思いますが、行政としてもしっかりそこはこれから考えていきたい、これですね、この臨時議会をお願いするということは、試運転を経て令和6年度からやっていく、令和6年度からやっていくのは、これをやっていきます。その上に、令和6年度の当初予算で新しいそれに上乗せするためにも今回試運転を始めさせていただきたいと、それが多分議員がおっしゃるようなQRコードだったり顔認証システム等が入ってくるのではないかなと思います。できれば、委員会のほうも今活発に視察をされておりますので、大津町も含めて視察をしていただいて、委員長からの御意見というところもお聞きさせていただくと、大変担当課長は前のめりでやりやすいのではないかなと思っています。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君） 税務課長。

○税務課長（眞原友紀君） 10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、10月1日でも11月1日でも、1月1日が住民税の基準日になりますので、1月1日が高森町に住民票を置いていただければ来年度の住民税は高森町のほうで課税になりますので、基準日はどちらでも、こちらとしても1月1日現在で住民票を、5,000円の商品券で置いていただけて、住民税が増えればそれは大歓迎でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君） 政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君） こんにちは。10番、佐伯議員の基準日に対する、考慮

してくださいということにお答えしたいと思います。

11月1日にすれば、今日もし議決をいただければ、その間に転入する期間が生まれるじゃないかということでは言われましたけども、もし転入される方があれば高森町としては人口が増えるから、一時的かもしれないですけどいいのではないかと思います。あと、これを10月1日にする根拠、11月1日にする根拠もですけども、今のところ明確に何もありませんので、ただ、ほかの町村の、同じように商品券を配ってこの消費喚起、地域経済対策の活性化をしたところもあります。その事例を見ますと12月1日からの商品券の使用をされた場合の基準日というのはほとんど11月1日になっております。ですから、今回のこの高森でも今回12月1日からの商品券使用に合わせた基準日ということで11月1日に今設定しているところです。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

今、税務課長のほうから基準日があるから大丈夫だというお話があったんですが、私も議員長くしとくといろいろと裏の部分を知って、対策が練れます。要は、基準日が11月1日と書いてあるだけで、何日間おったかということが書いてないです、これは。結果的に11月1日に住民票をちょっとうちのお父さんの実家に戻しましょうと、子連れで親子6人ぐらい、そして、1週間ぐらい、そしてまた自分の元ある所に子供の通学上問題があるからすぐ戻したという話になったときに、「じゃ、1週間でも5,000円ですか」という話。ですから、「じゃ、1週間の5,000円は払ったにしても、じゃ税務課のほうは1か月、2か月おられて12月の30日に住民票をまた元の所に戻して、1月1日に本来生活を主にやってる所に住民票を移したときには何ら影響はないんですね」ということですよ。ただ、じゃ、11月1日から12月の30日までの住民税はどこに行くんだろうかと思うんです。その2か月分。要するに、1月に私がもし南阿蘇村の人間だったとする。で、10月の31日に持ってきて、11月1日にこっちに入れたとする。そして、11月、12月の10日ぐらいにまた南阿蘇村に戻したとする。そういうときに、1か月半ほど、南阿蘇村には私は存在してないけれども、その間の税金については従来どおり南阿蘇村で払うんですかということなんですよね。でも、理から行くと大体税金課税というのは1年間分やってあるわけ、1期から10期まで。健康保険にしても固定資産税にしても。固定資産税は動かないから別に問題ない。しかし、住民税だって結果的にはその町村によって町村県民税は違ってくると思うんですよ、若干なりと、その自治体の力によっては。住民税あたり、県税は熊本県内だっ

たら別に問題ないと思うんですよ。でも、その町税についてが若干なりと違ってくるんじゃないかなと思う。町税が村税に、村税が町税に。そういうことがあるんじゃないかなと私は思います。

やっぱり、税法については非常に難しいから、解釈も難しいです。ですから、その辺について何ら問題がなければ別にいいんだけど、いろいろ後からその辺が煩雑になってくると大変ですよ。だから、既定路線で10月1日だったらもう終わってることだから、元に戻りはできないから10月1日が一番安全じゃないですかということでもあるんです。ですから、政策推進課長は12月の商品券の利用だから、一番近いところで11月で行きましょうということであると思います。これは消費する側、使う側に立った御意見だと思うんです。でも、手続きをする側、調査をして、住民票を確認していろんなやつを出す側からしたときにはそれがどうなのか。だから、出す側と使う側とでは若干意識も違ってくるような気がいたします。ですので、その辺りは十分庁舎内で調整をしていただいて、今はいろいろな住民の方たちがいらっしゃいます。たった1日でいろいろと問題を提起される方たち、印鑑であったりサインであったり、いろいろこだわりを持っていらっしゃる方たちもいらっしゃいます。そういう世の中だからこそ、やっぱりそこ辺りは庁舎内で十分協議を進めていろんな人たちに対して平等に対応のできるような商品券の発送をしていただきたい。そのように思っております。

私は、町民ですから、5,000円の商品券いただけることには大賛成でございますし、こういうこと、今から先も続けていただきたい。熊日新聞にも書いてあったとおり、経常収支率は高森町が熊本県内で1番でございます。こういうときだからこそ、町民に優しいいろいろな活動助成金を町長には考えていただいて、商品券ではなく、できれば次回は現金でいただけるようによろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに、質問はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、議案第54号、令和5年度高森町一般会計補正予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、原案のとおり決定

することに賛成の方は、御起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第54号、令和5年度高森町
一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第4回高森町議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員